

議案第2号

公益社団法人静岡県薬剤師会会員規程の一部  
改正の件

# 公益社団法人静岡県薬剤師会会員規程の 一部改正について（案）

- 1 第3条第2項文中の「20万円」を「10万円」に改める。
- 2 この規程は、平成26年6月22日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

---

## 公益社団法人静岡県薬剤師会会員規程（案）

平成23年12月3日 制定  
平成24年5月27日 一部改正  
平成26年6月22日 一部改正

### （目的）

第1条 この規程は、公益社団法人静岡県薬剤師会定款（以下「定款」という。）第5条に規定する本会の正会員、準会員、賛助会員及び名誉会員の入会及び退会について必要な事項を定める。

### （入会基準及び手続き）

- 第2条 正会員又は準会員若しくは賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、本会に提出しなければならない。
- 2 会長は、前項の入会申込書が提出されたときは、別表に定める資格基準すべてに適合していることを確認し、理事会の承認を得て入会の可否を決定する。
  - 3 会長は、前項により入会の可否を決定したときは、所定の入会決定通知書により、入会申込者に通知しなければならない。

### （入会金）

- 第3条 正会員として入会する者（以下「入会者」という。）は、入会金を納入しなければならない。
- 2 入会金の額は金 ~~20~~10万円とする。
  - 3 会長は、前条2項により入会を決定したときは、入会金について、所定の納入通知書により、所属の地域・職域薬剤師会を経由して入会者に通知しなければならない。
  - 4 入会者は、前項の納入通知書を受けとった日から30日以内に、所属の地域・職域薬剤師会を経由して一括納入しなければならない。
  - 5 第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は入会金を免除する。
    - (1) 会費規程第2条第1項に定める通常会費Aに該当する者の異動等により、薬事法に定める薬局、店舗販売業、配置販売業、卸売販売業、医薬品製造販売業、医薬品製造業、医薬部外品製造販売業、医薬部外品製造業、化粧品製造販売業、化粧品製造業、医療機器製造販売業及び医療機器製造業の開設者（法人の場合は代表者）及び管理者（製造販売業の場合は総括製造販売責任者、製造業の場合は医薬品製造管理者）の後継者として入会する者
    - (2) 会費規程第2条第1項に定める通常会費Bに該当する者
    - (3) その他会長が特に免除が必要であると認めた者

(会員名簿及び会員に関する個人情報の取り扱い)

第4条 入会者は、会員の種別毎に、本会が管理する会員名簿に登録する。

2 本会の正会員、賛助会員及び準会員は、前条の入会申込書に記載した事項に変更があった場合は、本会に所定の変更届を提出しなければならない。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報の取り扱いについては、別に定める「個人情報の保護に関する基本方針」によるものとする。

(会費及び負担金等)

第5条 会費及び負担金等の額及び支払いの方法は、定款第8条第4項に定める「会費規程」による。

(退会)

第6条 会員は、定款第9条の規定により、所定の退会届を本会に提出することにより、任意に退会することができる。

2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。

3 定款第11条の規定により、退会以外の事由により会員資格を喪失した者は、前項と同様に会員名簿の登録を抹消する。また、会員資格を喪失した者は、会員としての資格称号を前歴として使用することはできない。

(再入会)

第7条 過去に本会の会員であった者が再入会を希望する場合には、第2条第1項、第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、再入会の申込者に、退会の際未納の会費及び負担金等がある場合には、当該未納額を支払わない限り、再入会は認めないものとする。

2 再入会を希望する者が、定款第11条による会員資格を喪失した者であるときは、前項に定めるもののほか、その理由書の提出を求めるものとする。

(名誉会員)

第8条 名誉会員は、本会の目的の達成に功労のあった者に贈る名誉の称号とする。

2 理事会が推薦する名誉会員の推薦基準は、原則として70歳以上の者であって、本会又は静岡県から表彰を受けた者、若しくは国際的又は日本国内的に顕著な業績があった者の中から選考するものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めのない事項は、会長が理事会の決議をもって処理する。

(規程の制定及び改廃)

第10条 この規程の制定及び改廃は、総会の決議をもって行う。

附 則

この規程は、公益社団法人静岡県薬剤師会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年6月22日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

別表（第2条第2項関係）

入会の資格基準

区分	資格基準
正会員	①薬剤師であって、本会の目的及び事業に賛同する者であること。 ②本会が承認した地域又は職域の薬剤師会の会員である者であること。 ③日本薬剤師会の正会員として入会する者であること。 ④薬事関係法規に違反して行政処分を受けた者は、処分が終了している者であること。
準会員	①本会の目的及び事業に賛同する者であること。 ②薬学を専攻する学生その他薬学及びそれに関連する知識・業務経験を有する者であること。 ③本会の正会員以外の者であること。
賛助会員	本会の事業活動に賛助する個人又は団体であること。